

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 元 年 度 第 6 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

令和元年10月11日（金曜日） 午後1時30分から午後4時45分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，伊藤会長代理，板谷委員，奥委員，星野委員，新関委員，湯川委員

【建築審査会事務局】

高木建築指導部長，文山建築指導課長，岡田建築審査課長，川口建築安全推進課長，立石建築相談第二係長，中山調査係長，岡田企画基準係長，西川道路第一係長，川村道路第二係長，林係員，白尾係員，吉田係員

【参考人】

佐藤係員（消防局予防部）

土屋担当係長（都市計画局歩くまち京都推進室），和田係員，藤川係員（建設局道路建設部）

【傍聴人】

6名

4 議事概要

- (1) 建築審査会の今後の日程（令和2年1月～6月）について
- (2) 議事録の承認等について
 - ア 令和元年度第5回会議の議事録の承認
 - イ 同意案件に関する報告
 - ウ 次回会議日程について
- (3) 同意案件に関する審議
バス停留所（釈迦谷口（東行））の上家の新築に係る道路内建築物許可
- (4) 事前相談
JR西大路駅北側アクセス通路の整備に係る道路内建築物許可
- (5) 包括同意案件に関する報告
京都YWCA保育園棟増築工事に係る日影許可
- (6) 包括同意案件に関する報告
建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：左京区1件，山科区2件，伏見区1件）
- (7) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（6）まで
- ・非公開：上記の議題（7）

6 審議内容

(1) 建築審査会の今後の日程（令和2年1月～6月）について

結果：承認

(2) 議事録の承認等について

[ア 令和元年度第5回会議の議事録の承認]

結果：承認

[イ 同意案件に関する報告]

結果：了承

[ウ 次回会議日程について]

今回の会議は、令和元年11月8日（金）午後1時30分から、ひと・まち交流館京都又は京都市勧業館みやこメッセで開催することとなった。

（その後の審査請求事件の審議の結果、今回の会議で公開口頭審査を行うこととなり、京都市勧業館みやこメッセで開催することとなった。）

(3) 同意案件に関する審議

[バス停留所（釈迦谷口（東行））の上家の新築に係る道路内建築物許可]

ア 議案の概要

バス停留所（釈迦谷口（東行））の上家の新築に係る道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：バスは、道なりに直進するが、バス停はバス通り沿いでなく道路を曲がった場所に設置される計画になっている。五叉路になっている交差点だが、その真ん中に設置するしかないのか。

処分庁：バス通りは道路自体が細く、路側帯も狭いことから、バス路線の道路沿いに上家を設置すると通行に支障が出る。また、交差点に近い位置であることから、極力路側帯の通行者や直交するバスからの見通しの確保も必要である。また、この辺りは高齢者が多く、バスの本数自体も多くないことから、座ってバスを待っていただける環境を整備すべきであることから、比較的空間に余裕のあるこの位置に計画されている。

委員：バスは直進するようだが、他の車はバス停のある角で曲がることもあるのか。車がバス停に接触することがないか心配である。

処分庁：双方向の通行が可能な道路であり、この角で曲がることもできるが、路側帯の線は車両の軌跡等を考慮し引くものであること、また、境界線上にボラードを設置す

ることから、バス停と車が接触することはないと考えている。

委員：個人のお宅の前にバス停が設置される計画だが、そのお宅の了解は得ているのか。
処分庁：京都市がバス停を設置する場合、必ず地先の地権者の同意を得ることとしており、今回の計画についても、同意を得ている。

委員：道路交通法では、交差点内は駐停車禁止だと認識しているが、バス停を交差点内に設置してもよいのか。

会長：バスの乗降は交差点内で行うことになると思うが、道路交通法上支障は無いのか。

処分庁：バスの乗客の乗降のための駐停車については、道路交通法第44条ただし書の中で、駐停車禁止の適用除外となっており、法律上支障は無い。周辺の状況からやむを得ないものではあるが、実態上の安全確保については十分留意するよう交通局に申し伝える。

会長：審議の中で、否定的な意見は出なかったため、今回の案件については同意とする。

(4) 事前相談

[JR西大路駅北側アクセス通路の整備に係る道路内建築物許可]

ア 事前相談の概要

JR西大路駅北側アクセス通路の整備に係る道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

イ 質疑等

委員：北側アクセス通路が出来る前は、駅利用者が駅の北側に行くには南口から出て高架下を歩いてアクセスしていたと思うが、その高架下の通路が薄暗くてあまり好まれていなかったということか。

処分庁：それもあるとは考えている。ある程度の人通りはあるが、薄暗い空間ではあったため、今回の新たなアクセス通路が出来ることでその点も解消できる。

委員：通路の上家とエレベーター棟は京都市の所有になるのか。

処分庁：土地の所有者はJRであり、その土地を京都市が借り受けて建物を整備する。

委員：JRに土地の賃借料を払うことになるのか。

処分庁：無償で貸与していただけることになっている。

会長代理：今回の整備で、駅のバリアフリー化を図ることが目的だと思うが、エレベーターが両方設置されるので、車いすが問題なく通行できることになるという意味合いか。

処分庁：現状、道路から南口改札はフラットだが、改札からホームまでの間はバリアフリー化されておらず、北口を新たに整備することで駅にバリアフリー経路ができる。

委員：バリアフリーに資することであるため、全く異議はない。駅北側の4m道路と6m道路を今後4号道路に指定するとのことだが、今までは道路ではなかったのか。

処分庁：今までは1項1号道路であり、今回、既存の1項1号道路も含めて、重ねて4号道路の指定をする。

委員：この道路は、歩行者のみ利用できる道路か。

処分庁：西大路通と直交している道路は、現状歩行者専用にはなっていないが、今回の整備の一環で、歩行者専用道路にする。

委員：今回設置する上家は既存のJRの線路敷の上に設置するのか。

処分庁：そのとおりである。

会 長：今回の説明が分かりづらいことが原因と思われる質疑が複数あった。今後、説明の仕方も含めてもう少し整理していただきたい。立体的な構成がわかりづらいので、模型や模型写真等を用いて、周辺状況を含めて立体的に説明できることが望ましい。

処分庁：模型等があれば、次回の審議でご提示する。

委 員：断面図について、「イーイ」ではなく「イーイ^レ」という表記にさせていただくとより分かりやすい。

処分庁：今後、対応する。

(5) 包括同意案件に関する報告

[京都YWCA保育園棟増築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

京都YWCA保育園棟増築工事に係る日影許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委 員：日影許可に対して異論はないが、今回の保育所を敷地内に別棟で増築することについて、既存の共同住宅及び集会所との用途上の関係は不可分と判断できるのか。保育所の用途が共同住宅の1階にもあるということか。

処分庁：保育所の1階平面図にあるホールは、共同住宅及び集会所の利用者が利用するホールであることから、今回の計画建築物は保育所と集会所の併用建物であり、既存建築物とは用途上不可分である。

会 長：保育所の計画としては、もっと外遊びスペースの確保等に配慮をしたらよいと思うが、日影の許可としては問題ないかと思う。

委 員：今回、保育園が建つ場所には、元々何も建っていなかったのか。

処分庁：元々は既存本館が南に延びており、平家でホール機能のある建物が建っていたが、今回の計画に伴い一部除却されている。

(6) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：左京区1件、山科区2件、伏見区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

会長代理：特定通路とは、元々道路として扱われていたのか。

処分庁：道路ではないが、法上の道路と同等のものとして扱ってきた経緯がある。

会長代理：この三角形の敷地に家を建てるという話だが、土地の所有者は1人か。敷地内の建物が建たない部分は何に使うのか。

処分庁：所有関係を公図等で確認はしていないが、建築計画概要書では一団の敷地として

使用されている。敷地内の空地については、一部はコンクリート土間を設ける計画になっており、おそらく車の駐車スペースとして使われると思われる。

委員：特定通路の手前に、特定通路を道路として判断していたときに出来たと思われる位置指定道路のようなものがあるが、特定通路に接続している場合も位置指定道路として認めているのか。

処分庁：そのとおりである。

(7) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議

令和元年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行い、次回の会議で公開口頭審査を行うこととなった。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄